

年金相談・お手続きの際は、ご予約を！

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お申し込みの際は、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

受付期間:希望日の1か月前から前日まで
◆予約専用受付番号 ☎0570(05) 4890
◆熊本東年金事務所 ☎096(367) 2503

厚生労働省の「年金ポータル」をご活用ください。

このサイトは、自分の年金について「ちょっと知りたい人」や「これから手続きする人」などが、自分のライフスタイルや日常生活の中のさまざまなシーンに合わせたテーマで、年金の情報を探することができるものです。専門用語をできるだけ使わず、図やイラストによる解説でシンプルに説明してあります。

令和8年度分 国民年金保険料免除申請について

◆令和8年度の免除申請を受付けています。

令和8年度分は、令和8年7月～令和9年6月分が対象です。継続申請に該当しない方は、忘れずに申請してください。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金とは、消費税引き上げ分を活用し、支給要件を満たす方へ受給年金額に上乗せして支給されるものです。今まで対象外の方でも、前年度と比べ所得が減少した方や、家族構成に変更があった方(一人世帯になった、世帯全員が非課税となった等)は新たに給付金の対象となる場合があります。

対象となる方には、令和8年9月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が送付されますのでお手続きをお願いします。

また、請求書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

◆老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金の支給要件

- ・65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ・請求される方の世帯全員の市民税が非課税となっている
- ・前年度の年金収入額とその他の所得額の合計が以下のとおりである

昭和31年4月2日以後生まれの方

老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下

補足的な老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下

昭和31年4月1日以前生まれの方

老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下

補足的な老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方の支給要件

- ・前年の所得額が4,794,000円以下

年金生活者支援給付金の件でのお問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570(05) 4092

050で始まる電話の場合

☎03(5539) 2216

国民年金保険料育児免除について

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1被扶養者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年(2026年)10月から新たに始まります。

その子を育てている方(実父母、養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

くらしの相談窓口

年金相談 (無料・要予約)

年金請求の手続きや受給している年金についてなど、年金事務所の職員が相談に応じます。事前予約制です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
※状況により中止になる可能性があります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

- ▶期 日 10月15日(木)・11月5日(木)
- ▶時 間 午前9時30分～午後3時
- ▶場 所 福祉センター
- ▶申込先 熊本東年金事務所お客様相談室
☎096(367) 2503